

わくやふれあい農園貸付規定

(目的)

第1条 この規定は、わくやふれあい農園の貸付けを行うことにより、多くの住民が自然に触れ農業に親しみ農業に対する理解を深めることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 わくやふれあい農園の貸付けを受けられる者は、農業者以外の者とする。

(貸付けの期間等)

第3条 わくやふれあい農園の貸付けの期間等は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、1年度間（当該年4月1日から翌年の3月31日まで）とする。

(2) 前号の期間の途中から貸付けを受けた者の貸付期間は、当該期間の残期間とする。

(貸付けの利用料等)

第4条 貸付農地の利用料等は、次のとおりとする。

(1) 利用料は、1区画当たり1年度間10,000円とする。ただし、年度途中で貸付けを受ける者は、貸付けを受けた月を含め、月数に応じた額とする。

(2) 貸付けを受ける者は、利用料を利用申請と同時に現金で支払うものとする。

2 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 利用者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合

(2) 会長が相当な理由があると認めた場合

(利用の申請)

第5条 わくやふれあい農園の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、わくやふれあい農園利用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 利用の募集期間は、当該年度の前年度の1月から2月とする。ただし、年度途中で貸付けを受ける場合は随時受け付けるものとする。

(選考の方法)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、審査し、貸付けを受ける者を決定する。この場合において、募集した数を上回るときは、抽せんを行うものとする。

2 前項により決定したときは、わくやふれあい農園利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用の条件)

第7条 わくやふれあい農園の貸付けを受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 永年性作物を栽培すること。

(4) 貸付農地を転貸すること。

(5) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、近隣の住民や他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(6) 廃物、汚物、資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をするこ

と。

(7) その他この規定の目的に反すること。

(利用者の負担)

第8条 貸付農地を利用するために要する農機具、資材、種苗、肥料、薬剤等に係る経費は、利用者の負担とする。

(利用許可の取消し)

第9条 会長は、次の各号の一に該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が利用を辞退したとき。

(2) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。

(3) 第7条に規定する利用の条件に違反したとき。

(4) わくやふれあい農園の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 会長は、前項の規定により利用許可を取り消すときは、わくやふれあい農園利用許可取消通知書(様式第3号)により、利用者に通知するものとする。

(貸付農地の返還)

第10条 利用者は、第3条の規定による貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、速やかに当該区画を原状に復し、返還しなければならない。

(代替請求の不对応)

第11条 貸付農地の代替請求には、一切応じないものとする。

附 則

この規定は、平成25年7月20日から施行する。

